島本町庁舎移転に伴う残置物品廃棄等委託業務

に係るプロポーザル実施要領（案）

# １　業務名名称

島本町庁舎移転に伴う残置物品廃棄等委託業務

# ２　事業目的

島本町庁舎移転に伴い旧庁舎に残置する物品を集積、搬出した後、リユース（物品再使用）又はリサイクル（資源再利用）を行い、リユース又はリサイクルできない廃棄物品等については適正に廃棄（産業廃棄物処分）を行うことを目的とする。

この要領は本業務の実施に当たり、業務全般に対する技術的・人的能力を持ち、より高いノウハウと意欲を持つ委託先を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

# ３　業務内容

⑴　旧庁舎に残置する物品（以下「残置物」という。）の集積、搬出

⑵　残置物のリユース又はリサイクル

⑶　リユース又はリサイクルできない残置物の廃棄

⑷　その他雑廃棄物の処分

　詳細は「島本町新庁舎移転に伴う残置物品廃棄等委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

# ４　履行期間

　契約締結日の翌日　～　令和７年９月３０日

　ただし、「３　委託業務内容の」⑴及び⑷については、令和７年６月１０日から令和７年６月３０日までとする。

# ５　実施場所

　島本町役場

# ６　予算額

　９，９６１，６００円（リユースまたはリサイクルによる有価物等を相殺した費用とし、消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は失格とする。

# ７　プロポーザルの形式（公募型・指名型の別）

　契約事業者は、次項の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。募集は、本町ホームページに掲載し、公表する。

# ８　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は単体企業とし（共同企業体での参加は不可とする）、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

　⑴　令和５・６・７年度の島本町競争入札参加資格者（物品役務）であること。

⑵　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

　　　契約を締結する能力を有しない者とは次に掲げる者をいう。

　　　ア　成年被後見人

　　　イ　被保佐人

　　　ウ　被補助人（ただし、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者）

　　　エ　未成年者で営業の許可を受けていない者

　⑶　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当していないこと。

　⑷　過去に庁舎移転に係る残置物処分業務の実績があること。

　⑸　本業務を実施するについて、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可、登録等を受けていること。

　⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成２６年島本町条例第８号）第２条第１号から第３号までに掲げる者でないこと。

　⑺　島本町建設工事請負業者指名停止要項に基づく指名停止等の期間中でないこと。

# ９　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 実施要領の配布開始 | 令和６年１０月２８日（月） |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和６年１１月　６日（水）１７時３０分まで |
| 質問票の提出期限 | 令和６年１１月１３日（水）正午まで |
| 質問書回答日 | 令和６年１１月１８日（月）１７時３０分まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和６年１１月２５日（月）１７時３０分まで |
| 審査 | 令和６年１２月　５日（木） |
| 選考結果の通知 | 令和６年１２月中旬 |
| 委託契約締結 | 令和６年１２月中旬 |

# １０　提案方法

## ⑴　参加表明書等の提出

ア　提出書類

　参加表明書（様式１）

　誓約書（様式２）

過去の庁舎移転に係る残置物処分業務の実績（様式３）

産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

産業廃棄物処分業許可証の写し

一般計量証明事業登録証の写し

金属くず商許可証の写し

古物商許可証の写し

ISO9001及び14001認証の写し

イ　提出期限

　令和６年１１月６日（水）１７時３０分までに必着

ウ　提出方法

　郵送（特定記録郵便又は簡易書留）

## ⑵　質問票の提出

ア　提出書類

　質問票（様式４）

イ　提出期限

　令和６年１１月１３日（水）正午まで

ウ　提出方法

<https://logoform.jp/form/8bKw/zanchihaiki>にアクセスし、質問票を提出すること。

　なお、質問票を提出できるのは、参加表明書を提出した者に限る。

エ　回答

令和６年１１月１８日（月）１７時３０分までに随時、庁舎整備等検討チーム（総務・債権管理課メールアドレス）よりメールで全参加者にプロポーザルに関する質問回答書（様式５）を送付する。

　なお、質問がなかった場合は、回答は行わない。

## ⑶　企画提案書等の提出

ア　提出書類

　企画提案申請書（様式６）

委託業務全般に関する企画提案書で、次に掲げる事項を含むもの。ただし、資料はA４両面で１０枚以内とする。なお、提案見積額よりも減額が期待できる場合は、減額方法等も含めて提案すること。

　　・残置物移転・処分時の安全対策

　　・発注者の業務負担軽減策

　　・リユース又はリサイクルを考慮した効率的な処分計画

　　・直近の類似実績

　会社の主要業務実績、同種業務実績等について（様式７）

　業務実施体制等を示す書面（様式８、様式９）

事業実施スケジュール（任意様式）

リユース及びリサイクルに伴う金属リサイクル等買取費（マイナス単価）を記載した見積書（任意様式）。

イ　提出期限

　令和６年１１月２５日（月）１７時３０分までに必着

ウ　提出部数

　正本１部と副本５部（計６部）及び正本をスキャンしたPDFデータ（DVD-R　1枚）

　※副本は複写可

エ　提出方法

　郵送（特定記録郵便又は簡易書留）

# １１　評価方法

別紙評価基準のとおり

# １２　審査・選定方法

　別途設置する「島本町庁舎移転に伴う残置物品廃棄等委託業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、評価基準表に基づき審査し、審査会は１回とする。

　なお、評価点が同点の場合は、くじ引きにより委託候補者を決定する。

　また、提案事業者が１者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評点が６割以上であれば委託候補者とする。

　提案の採否は郵送で通知し、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## プレゼンテーション審査

(1)　実施日

令和６年１２月５日（木）　※時間及び場所は別途通知

(2)　実施方法

・事業者ごとに提案内容について１５分以内でのプレゼンテーションを実施し、１０分程度の質疑応答を行う。

・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書等のみとし、追加提案や

　追加資料は認めない。

・説明者は３名までとし、質問に対し、適切に対応できる実務担当予定者が説明すること。

・パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは町が手配する。

　なお、使用するデータは、企画提案書提出時に提出された資料（DVD-R）とする。

# １３　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

・提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。

・予算額を超えるもの。

・記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。

・本業務に関して、事務局員又はプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。

・審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。

・他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行ったもの。

・参加要件を欠くことになったもの。

・その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行ったもの。

# １４　辞退方法

　参加表明書の提出後の辞退については、令和６年１１月２５日（月）までに、辞退届を郵送で提出すること（必着）。

# １５　情報公開基準

・提出された書類について情報公開請求があった場合、企画提案申請書については公開する。その他の資料については「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」により公開する。

# １６　その他の留意事項

・選考及び審査の経緯に関する質問には一切応じない。

・本町は郵便、電子メール等に関する通信事故については、いかなる責任も負わない。

・本プロポーザルに参加する費用は、全て応募者の負担とする。

・提出された書類は、返却しない。

・提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で複写することがある。

・選定された成果物に係る著作権は、本町に帰属する。

・応募に当たり作成するデザイン案等で使用する素材については、著作権や肖像権等の許諾関係は全て事業者の責任において適切に処理すること。

・業務に関して知りえた一切の情報について、第三者に開示し、又は漏えいすることを禁じる。

・この要領に定めのない事項又は計画の変更の必要性若しくは疑義が生じた事項については、本町及び受注者で協議して処理する。

# １７　契約

　町は、審査により選定された事業者へその旨を通知し（様式１０）、本町の契約手続を経た上で、契約を締結する。選定された事業者以外の事業者には、選定に至らなかった旨を通知する（様式１１）。なお、選定された事業者と協議が整わない場合は、評価点が高かった者から順に協議を行うこととする。

# 問合せ及び書類提出先

**島本町　庁舎整備等検討チーム（担当：川井）** TEL：０７５－９６２－０３７３

〒６１８－８５７０　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：０７５－９６２－５１５６

大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号　　　　　　　　　Mail：soumu@shimamotocho.jp